論文

『特高月報』から朝鮮人戦時労働者の実態を考察する

長谷　亮介（歴史認識問題研究会研究員）

1、はじめに

1965年に出版された朴慶植氏の『朝鮮人強制連行の記録』を皮切りにして、韓国人「徴用工」の人々は朝鮮半島から無理やり日本に連行（強制連行）され、差別的な労働環境で働かされた（奴隷労働）というイメージが定着した。

日本国内でも、様々な研究者や市民団体が強制連行や奴隷労働を証明する資料を収集した。この点に関しては、明星大学戦後教育史研究センターの勝岡寛次氏が『歴史認識問題研究』第2号及び第3号に掲載した「徴用工問題（朝鮮人・中国人『強制連行』）に関する文献目録」に資料集の一覧が収められている。

歴史の事実としては、朝鮮人への徴用令は1944年9月に開始された。しかし、朴慶植氏を始めとした「強制連行」説を主張する人々は徴用令以前に日本に働きに来た朝鮮人労働者も「強制連行」の被害者として扱っている。

従って、この問題を扱う時は「朝鮮人戦時労働者」と表現するのが適切であろう。日本の研究では、『特高月報』という資料を用いて朝鮮人戦時労働者の強制連行や奴隷労働を肯定する手法が取られていた。同資料には、当時の朝鮮人労働者が起こした炭鉱での争議の内容を日本の警察が記している。この争議事件をもって、「強制連行」説を主張する左派系の人々は強制連行や奴隷労働を主張したいのである。

例えば、朴慶植氏が編集した『在日朝鮮人関係資料集成』第1巻（1975年）では、以下のように説明している。

> 在日朝鮮人は1945年8月15日以前、日本帝国主義の朝鮮植民地支配の遂行過程で、また侵略戦争への強制連行政策によって形成された。（中略）在日朝鮮人を正しく把握・理解するためには、日本のなかの差別と抑圧のなかで、八・一五以前、以後の60余年にわたる人権と民族独立・民族の統一ために闘ってきた歴史的過程をも知らなければならない。（中略）これらの官庁資料はそれらの持っている本質的な、支配者が政策を遂行する立場から必要性によってつくられたものであり、科学的観点からまた在日朝鮮人側の立場から見た場合、多くの偏見と誤りが含まれているものである。しかし一方支配者側が在日朝鮮人をどのように看取しており、またどのように取扱おうとしたかを知る上で貴重な資料でもある。[1]

また、戦後補償問題研究会編『戦後補償問題資料集』第2集（1991年）でも、「戦時中

の日本帝国主義による朝鮮民衆を対象とした強制的労務動員政策を数量的に把握するため、日本の官憲資料中の統計数字を集めた」[(2)]として、『特高月報』を紹介している。

この様に、『特高月報』や日本の警察が作成した資料を強制連行・奴隷労働の証拠として紹介する資料集は多い。

2、『特高月報』とは何か

『特高月報』とは、内務省警保局保安課がまとめたもので、現在は復刻版が政経出版社より1973年に発行されている。昭和5年3月分から昭和19年11月分のみ閲覧可能で、昭和19年は5月分、9月分は欠号となっている。

朝鮮人労働者などに関する記述は「朝鮮人運動の状況」の中に収められており、内容は月毎に変化するが、主なものとしては次の項目が挙げられる。「在住朝鮮人の地域協力」、「治安維持法の検挙者（共産主義や民族主義的な活動や事件の詳細）」、「時局犯罪」、「職場における争議」、「朝鮮人労務者数や争議数のデータ」等はほとんど毎月記されている。

今回、『特高月報』に記載されている内容を整理するにあたって、記載されている争議事件の内容すべてを取り上げ、朝鮮人労働者の日本国内における実態を把握していきたい。そのために次の点に着目した。①何が（誰が）原因で争議に発展したのか、②争議の過程で暴行が起こったのか、どちらが暴行したのか、③争議はどのように解決したのか（所轄警察署はどのように対応したか）である。

上記の３点に焦点を当て、朝鮮人の日本への募集渡航が1939年9月開始されたことを踏まえ、1939年の1月分から閲覧可能な1944年11月分までの期間を調査した。

上記期間における『特高月報』に記された争議事件総数を「『特高月報』（1939年1月分～ 1944年11月分）朝鮮人労働者争議事件一覧表」（以降、「一覧表」）として本号に掲載させて頂いた。

筆者の調査では、『特高月報』に収められた争議事件の総数は403件であった。

3、『特高月報』が記す朝鮮人争議事件の全容

その結果、驚くべきことが判明した。まず、①の「何が（誰が）原因で争議に発展したのか」という事柄に関しては、一覧表の「◎：朝鮮人側が原因で起こった事例」、「○：朝鮮人側が原因で起こったと思われる事例」、即ち朝鮮人側の原因により起こったと思われる事件が全403件中179件にのぼったのである。

日本人側が原因と思われる争議は「★：日本人側が原因で起こった事例」と「☆：日本人側が原因で起こったと思われる事例」の合計98件、原因の判別困難な事件である「△：判別困難」が126件であることから、日本人よりも朝鮮人側が原因で引き起こされた争議事件が多かったと言える。

尚、日本人側が原因で起こった争議事件の中には、「食料規正（ママ）」と「輸送制限」によって引き起こされた事例も含めている。前者は、日本全体に食糧が不足したことにより、雇用側である炭鉱の事業主が労働者の食糧の量を減らしたりしたために、朝鮮人側が食料増配を求めて起こした争議事件である。

後者は、契約期間が満了した朝鮮人が朝鮮半島に帰郷するにあたって、海上輸送の規制が日本国内で行われていたために、直ぐに朝鮮人労働者の帰郷手続きが出来なかった。このため、朝鮮人側は早急な帰郷手続きを求めて争議を起こした。

これら二つの事柄は直接的には事業主側（日本企業側）の責任ではないが、日本の政策が原因で引き起こされた争議事件であるので、これらも「日本人側が原因で起こった争議事件」として含めている。

さらに、②の「争議の過程で暴行が起こったのか、どちらが暴行したのか」という事柄は「一覧表」冒頭（17頁）右側の「暴行内容の詳細」にて事件件数を記している。こちらの表を見ると、朝鮮人が日本人よりも暴行を加える事例が多かった。ただし、暴行の判定に関しては、「一覧表」番号の27番（1939年11、12月分）の「複数回の殴打」や168番（1942年5月分）の「懲戒的制裁」、その他「負傷した」、「争闘・格闘」、「物を使用しての殴打」なども暴行行為として含めている。「乱闘」「争闘」「喧嘩」「格闘」「殴り合い」等の場合は、日本人、朝鮮人双方に暴行としてカウントしている。

あくまで筆者の判断で作成したものであり、件数は概数であることを念頭に置いて参照して頂ければ幸いである。

最後の③である「争議はどのように解決したのか（所轄警察署はどのように対応したか）」に関しては、「一覧表」に記載されている各争議事件の詳細にある「対応」の個所を参照にして頂きたい。1939年から1944年まで一貫して、日本の警察が朝鮮人労働者に対して行う行動は「（厳重）戒告・訓戒」、「厳諭」、「調停」、「説得」、「慰撫」であり、暴力によって鎮圧した記述はほとんど見当たらない。

以上の事から、従来より左派系の人々が主張していた朝鮮人の強制連行や奴隷労働を証明する資料として、『特高月報』は相応しくない。むしろ、全く反対の側面が見えてくる。

4、同僚や警察官にも暴行を加えた朝鮮人労働者たち

例えば、『特高月報』からは日本の警察が弾圧をしている描写は窺えない。詳細に読み進めていくと、食糧規正法により職場で配給される食糧が減少し始める1941年6月分から「鎮圧」という言葉が出現している。しかし同時に、この時期から朝鮮人労働者は警察官の説得や慰撫に従わず、それどころか警察官に暴行を加え始めている。

この傾向は1944年まで続き、朝鮮人側は数的有利を活用し、暴行をたくましくした事例も散見される。

例として、1944年8月分 の争議事件を紹介したい。「一覧表」では360番の事件である。これは1944年7月17日に発生した事件であるが、職場の寮内食堂にて朝鮮人労務者（海原）が夕食の二重請求をしたことに朝鮮人舎監助手（吉田）が注意したところ、酒気を帯びた朝鮮人労務者約30名は吉田に暴行を加え、全治四日の打撲傷を与えた。

急報により駐在巡査２名が到着すると、海原は逃走するが確保される。すると寮内外から集まった同僚労務者約60名は巡査を包囲して、海原の検束を阻止すべく反抗的気勢を上げた。ついに朝鮮人労務者約100名は寮に乱入し、舎監室周りの窓硝子24枚を破壊し、更に応援を呼ぼうとした巡査1名の周囲を取り囲み妨害した。

制止しようと駆けつけた日本人労務係に対しては車道上に突き飛ばし、全治四日の傷

害を与える等、160余名の朝鮮人労務者は酒勢も手伝い寮内外に集合して益々気勢を上げ、不穏な形勢を呈していった。駐在巡査が隙を見て脱出したので本署に報告でき、本署より特高主任以下12名の警察官が駆けつけ、首謀者以下14名を検束して鎮撫することで漸く事件は鎮静化した(3)。

上記の事件は決して特殊な事例ではなく、往々にして『特高月報』では朝鮮人労働者たちは争議を聞きつけ現場に集合し、周囲に同調して騒ぎを大きくしていった事件が多く記録されている。その際に、窓硝子や電燈等の器物を破壊する行為も引き起こしている。

筆者が調べた限りでは、自由渡航が認められた1939年頃は警察の説得に応じて争議がその日のうちに解決した事例が多かった。しかし、1942年頃から警察の説得に応じず、更に暴動を引き起こす事例が増加しているように思える。単純な件数の増加だけではなく、暴力性が増している傾向も見える。

例えば、「一覧表」の233番に該当する『特高月報』1943年5月分では、朝鮮人労働者３名が路上で泥酔して大声で歌っていたので、所轄署の巡査が注意をしたところ、３名は同巡査に暴行を加えて逃走した。同巡査は付近の部落民の応援を得て追跡し、寄宿寮前で該当朝鮮人1名を検束しようとする。ところが、坑内会館で映画観覧中の同僚朝鮮人65名がこれを聞いて駆けつけ、大勢で襲撃して部落民4名に重傷を負わせた。

上記の事件で警察は53名を検束して鎮撫し、中心分子を傷害罪として取り調べた(4)。戦争が長引くにつれて、日本国内の日本人男性は次々と戦場に送られていった。そうして日本人労働者が減少する一方で、朝鮮人労働者は増加していった。

このような背景から、職場では日本人ではなく朝鮮人の数が多くなっていったことで、次第に朝鮮人労働者たちが数の力に頼み、暴力的な争議事件を起こしていったのではないだろうか。

実際に1944年11月分の『特高月報』には警察側の所感が記載されており、当初は些細な事柄で発生した紛争が発展して、「遂に警察官に対する集団暴行を敢行する」に至る事件が発生していると記されている(5)。

警察官は朝鮮人労働者から暴行を受けても、暴力による鎮圧は行わず、ほとんどの場合は説得や鎮撫に努めている。こうした点を踏まえると、外村氏が主張する警察による弾圧体制には疑問を持たざるを得ない。

更に指摘すると、争議事件の中で朝鮮人労働者が警察署に陳情に行こうとする（検束者の釈放要求のため等）事例や、抗議の意味で警察署建物を取り囲んだ事例も認められる。こちらは「一覧表」の31番や55番が該当する。

もし、外村氏の言う通り警察関与が朝鮮人弾圧体制を意味するものであったならば、なぜ彼らは警察署へ陳情しに行ったり、警察署を囲んでの示威行動を起こしたのであろうか。これは、「警察官が自分たち（朝鮮人側）の敵ではない」という認識を持っていたからこそ、こうした行動が出来たのではないか。

その根拠として、「一覧表」の13番、22番などの警察官が朝鮮人労働者の立場に立った処置を行ったり、時には313番のように彼らの為に斡旋した事例も確認できる。

5、集団逃亡計画から見える朝鮮人労働者の実態

争議事件以外にも、『特高月報』は当時の朝鮮人労働者について記している。1942年11月分では、「集団逃走陰謀計画発見」と題した事件が記載されている。富山県新川郡道下村日本カーバイト株式会社魚油工場の朝鮮人労働者（総数93名）の班長など15名が集団逃走計画の首謀者となり、相互連絡して隊員を扇動し同志獲得に奔走していたが、富山県特高課に探知された。順次取り調べた結果、具体的な扇動勧誘協議の内容が判明した[(6)]。概要は以下の８点となる。

①ここを逃走して自由労働者となれば、日当5円は普通で場所によっては10円にもなる。
②自分が前に日本に募集で来て逃走した際、三日三晩歩き続けて某朝鮮人飯場に到着することが出来た。だから逃走したら最後まで逃げ通さなければならない。
③逃走するには少なくとも各人５円以上を用意しなければならないから、貯金を払い戻して予め持っていることが必要。
④昼間逃走すれば朝鮮人であることが一見して分かるから夜間逃走すべきである。
⑤逃走方向は鉄道路線や重要道路を通っては捕らえられる危険が多いから、一応山岳地帯に向け逃走し、追跡の手が緩んでから目的地に向け逃走するのが良策である。
⑥逃走は毎月27日が勘定日であるから、その前日の26日は指導員側は「明日は勘定日だから逃げない」と思っているから26日が絶好の逃走日である。もし26日に決行できない場合は勘定日の翌日に逃走すべきだ。何となれば指導員側は「隊員は貯金もしたし、送金もしたから逃げることはない」と思っているからである。
⑦誰か一人逃げた場合は、どんな困難があろうと一度に全部逃走すべきである。もし逃げないでいると直ちに警戒が厳重になって、二度と逃走することが出来なくなる。
⑧逃走途中警官に捕らえられても、警官は殺すようなことは絶対にしないので、少しも心配ない。長くて一ヶ月で本籍地に送還されるのが関の山である。

『歴史認識問題研究』第５号に掲載させて頂いた拙稿「戦時朝鮮人労働者の労働現場の実態を考察する」では、朝鮮人労働者を雇う炭鉱の鉱業所側は、逃亡を防ぐために賃金支払いの際、現金10円以上を渡さない鉱業所があると解説した。

この点は上記の③にて裏打ちされる形となり、更に安い金額でも逃亡出来ていたことが窺える。同時に、『特高月報』でも日本の企業は朝鮮人労働者に給料を出していたことも分かる。毎月支払われていたからこそ、⑥のように逃亡日を設定していたのである。

また、⑧にあるように労働者としての権利を日本の警察は尊重していると信じていたからこそ、捕まっても「少しも心配ない」と自信が持てたのであろう。だからこそ、第５号の拙稿でも紹介したように、鉱業所側は多くの朝鮮人逃亡に頭を悩ませる結果になってしまったのかもしれない。

6、朝鮮人労働者は抑圧されていたのか？

この様に『特高月報』を読み解いていくと、従来の強制連行や奴隷労働の主張、今回は特に後者の事例だが、本当に朝鮮人労働者たちは職場で奴隷の様な差別的待遇を受けていたのか疑問である。

例えば、『特高月報』には次のような事例が記されている。「一覧表」127番に該当する事件（1941年1月分）では、新年休業で劇場に来ていた金という朝鮮人労働者は横になって階段を塞いでいたため、私服警官に注意された。金は宿舎に帰り「日本人坑夫に殴打された」と曲解して同僚に伝えた。酩酊していた朝鮮人同僚百名は棍棒等を持って劇場に襲来し、押し止めた私服警官を殴打して昏倒させた。警防団185名が出動して鎮静化できたが、この時も警察は金を含めた25名を法律違反として送局し、他の者は厳重訓戒を与えただけで釈放している(7)。

上記の事件で興味深い点は、同僚の朝鮮人労働者たちは酒に酔っていたという記述である。日本人労働者だけでなく、朝鮮人労働者にも酒（祝酒）が配給されていたという証である。尚、『特高月報』では他にも泥酔した朝鮮人労働者が問題を起こすという事件は「一覧表」の64番、68番、75番などにも存在し、少なくない件数で記されている。

さらに事実を歪曲・誇張して同僚朝鮮人を扇動する事件も多く記録されており、こちらの事例は「一覧表」の29番、35番、78番などに記載している。

『特高月報』には朴氏らの主張に不都合な事実が記載されているという可能性はないだろうか。最後にその点を指摘していきたい。

7、朝鮮人労働者による不倫や強姦事件

驚くべきことに、『特高月報』には朝鮮人労働者による不倫事件が「時局犯罪」として少なくない事例を紹介している。中には強姦事件として記されているものもあり、これは炭鉱でも発生していた。

1943年3月分では「移入朝鮮人労働者の風紀問題」として、福島県石城郡磐城炭鉱株式会社鉱業所ほか三つの鉱業所の事例が紹介されている。それによると、現在移入朝鮮人労働者は4179名がおり、休日には付近の料理屋で遊興しようとするも、その執拗さと不潔により遊興を拒否されたことがあったという。そのことで日本人婦女子に対して醜行を企てたり、出征兵妻と不倫開係を結ぶことがあり、その他の日本人婦女子との不義事件や強姦事件等いずれも少なくない状況であると明記されている。

当時表面化した事例（昭和14年10月から昭和17年8月）の13件を検討すれば、以下の５点になるという。

（一）強姦２件（告訴事件化したもの１件）
（二）出征兵妻との姦通３件（告訴事件化したもの2件、懲役に処されたもの１件）
（三）寡婦との不義３件
（四）後山婦との不義４件

（五）未婚婦女子との不義１件

これらの風紀問題は、炭鉱地帯独特の婦女子の職業である後山婦、選炭婦は、男子と同じ職場で働くため、彼等は媚態を以てその歓心をかい、あるいは不偶な寡婦に対して金品を贈与し、恰も同情しているように装い籠絡し、遂に同棲するに至る等の事例は増加傾向にあると記されている。

鉱山用語に「先山（さきやま）」、「後山（あとやま）」という言葉がある。前者は鉱山で鉱石や石炭を掘り起こす炭鉱員で、後者はその鉱石や石炭を搬出する炭鉱員のことを指す。上記の『特高月報』に記載されている「後山婦」とは「後山」の仕事に従事していた炭鉱員の妻であることを意味すると考えられる。同様に、「選炭婦」も掘り出した石炭から粗悪なものを取り除く作業である「選炭」に従事する炭鉱員の妻を意味すると思われる。

一方、日本人婦女子側においても移入当初は相当警戒し、彼等との接近を忌避していても、時間が経過したり同一の職場で稼働すると次第に警戒心が薄らぐと共に、彼等の巧言に乗せられ、無批判的に関係を結ぶに至ることが認められる。福島県特高課においては、彼等の動向を監視し指導取締を加える一面、日本人婦女子の素行にも留意し、諸紛議の未然防止に鋭意努力中であるという[(8)]。

『特高月報』のこの様な記述は、強制連行や奴隷労働を主張する人々にとって不都合な資料であることは想像に難くない。

7、結びに代えて

強制連行や奴隷労働の証拠として紹介されていた『特高月報』であったが、内容を分析するとむしろ、それらの説を否定する記述が多くあることが判明した。

確かに、『特高月報』には日本人労働者が朝鮮人労働者に暴力を振るったことが記載されている。「一覧表」の85番（1940年3月分）にある、「私刑」を朝鮮人労働者に加えた事例が代表的である。しかし同様に、朝鮮人労働者も暴力を振るうことがあった。言語不通による誤解のために起こってしまった事件もあったが、朝鮮人労働者が注意等に従わなかったり、酒に酔って争議事件を起こしていたことも『特高月報』から読み取れる。さらに言えば、日本の終戦が近づくにつれ、朝鮮人労働者の暴力性が増していったことも注目すべきではないだろうか。

朝鮮人労働者が起こしたとされる不倫事件や強姦事件にも目を向ければ、朝鮮人戦時労働者が被害者ではなく、加害者であった側面も見えてくる。今後は『特高月報』に記されている事件について、鉱業所側が遺した資料と比較しながら学術的に検討を進めていきたい。

註

(1) 朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』第1巻、三一書房、1975年、p.3 ～ 4
(2) 戦後補償問題研究会編『戦後補償問題資料集』第2集、戦後補償問題研究会、1991年、p.8

(3) 内務省警保局保安課『特高月報』昭和19年8月分、政経出版社、1973年、p.60 ～ 61
(4) 前掲『特高月報』昭和18年5月分、p.75 ～ 76
(5) 前掲『特高月報』昭和19年11月分、p.60
(6) 前掲『特高月報』昭和17年11月分、p.56 ～ 57
(7) 前掲『特高月報』昭和16年1月分、p.97
(8) 前掲『特高月報』昭和18年3月分、p.87